

平成29年度組織目標の達成状況(課室目標)

所属名： 自然環境保全課

No.	目標項目	達成時期・目標値・状態	達成状況	成果と課題	今後の対応 (達成状況が△、×の場合)
1	巨樹・巨木林、御池岳山頂付近などの貴重な生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> トチノキ等の貴重な巨樹・巨木について、年度内に20本の新規協定を締結する。 ニホンジカによる植生の食害被害が著しい御池岳山頂付近について、植生防護柵200m、樹皮保護ネット1,400本、踏み荒らし防止ロープ300mを設置する。 	△(トチノキ×、御池岳○)	<ul style="list-style-type: none"> 高島市朽木地域では予定通り9本の巨樹・巨木の協定締結を行うことができた。一方、台風の影響で長浜市余呉地域の登山道の損傷等が発生したことに伴い、当該地域で予定していた巨樹・巨木については協定締結に至らなかった。 鈴鹿生態系維持回復事業により、御池岳山頂において、植生防護柵(L=195m)や樹皮保護ネット(N=1,170株)、踏み荒らし防止杭(L=785m)を設置した。厳しい気象条件による柵の破損など、適正な維持管理を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 登山道が修復され次第、関係者の合意形成に向けた働きかけを行い、協定締結に繋げたい。
2	オオパナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 巡回・監視・早期駆除により、過年度までの駆除箇所での生育時期における群落の大規模再生を防止する。 年度末までに、流出・拡大リスクの高い生育箇所(河川、樋門・水門等)および船舶の航行障害リスクの高い生育箇所(港湾・マリーナ等)について特に優先的に駆除を行い、生育規模の大きい高リスク箇所(目安として100㎡以上、約60箇所)を管理可能な状態とする。 その他の生育箇所については、モニタリング、流出・拡大防止策等により、生育範囲や生育面積の大幅な拡大を防止する。 年度末の生育面積を対前年度末比で減少させる。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 河川、樋門・水門、港湾等の計60箇所以上を対象に駆除および巡回・監視を実施した。これにより、生育規模の大きい高リスク箇所全体を管理可能な状態とすることができた。 それ以外の箇所においても、優先順位を付けた駆除事業に加えて、巡回・監視を徹底して実施することにより、大規模群落の再生を抑制することができた。 このように生育群落を積極的に「減らす」対策と、再生を防ぎ「増やさない」対策を組み合わせることで、平成29年度末の生育面積を前年度末の値より減少させることができる見通して、「琵琶湖全体を管理可能な状態とする」ための道筋がつけられた。 	

3	鳥獣害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度改定した滋賀県第二種ニホンジカ特定鳥獣管理計画を踏まえ、年度内に19,000頭のニホンジカの捕獲を行う。 ・今年度末で計画期間が終了する滋賀県第二種カワウ特定鳥獣管理計画について、最新のカワウの生息動向等を踏まえ、年度内に計画の改定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> △ (ニホンジカ捕獲 △、カワウ計画○) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカの捕獲については、狩猟期間や奨励金制度を拡充することにより狩猟捕獲を盛んにすることができたものの、許可捕獲については、第3四半期以降、台風による林道等の被災により捕獲場所に侵入できない地域では捕獲が伸び悩むなど、計画どおりに捕獲が進まなかった。 ・カワウ第二種特定鳥獣管理計画については、直近のカワウの生息動向を踏まえ、年度内に第3次の計画として改定を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町による有害捕獲はもとより、平成29年度から拡充した狩猟奨励金制度の普及を図ることで捕獲目標頭数を伸ばす。 ・担い手育成事業の拡充により、従事者の捕獲技術の向上を図る。 ・平成30年度からは、有害捕獲についても、従事者の協力のもとで捕獲および目撃した場所や捕獲効率にかかるデータを取得する予定であり、本データによる分析結果に従事者等と共有することで、捕獲頭数の向上に寄与したい。
4	生物多様性しが戦略の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・策定から3年が経過する生物多様性しが戦略について、戦略に掲げた目標の進捗状況の点検を行い、中間評価案を9月中にとりまとめ、環境審議会自然環境部会に報告する。 ・社会経済活動と生物多様性の保全の両立を図る取組を推進するため、年度内に企業等による生物多様性保全の活動を評価・認証する制度の仕組みを構築する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性しが戦略については、専門家会議や庁内会議を開催して目標の進捗状況等の点検を行い、報告書としてとりまとめ、11月9日の第3回環境審議会自然環境部会に報告した。 ・企業等による生物多様性保全の活動を評価・認証する制度については、専門家による会議や企業へのヒアリングを実施し、仕組みを構築した。 	

※「達成状況」の欄は、年度末の目標の達成について、

◎ 目標を超えて達成（100%超）、○ 目標どおり達成（100%）、

△ 目標の半ば以上の実績（50%以上）、× 目標の半ば以下の実績（50%未満）

に分類して記入してください。なお、記載にあたり、カッコ書きの数値により難しい場合は、この数値を参考としながら、各目標の内容に応じて行ってください。